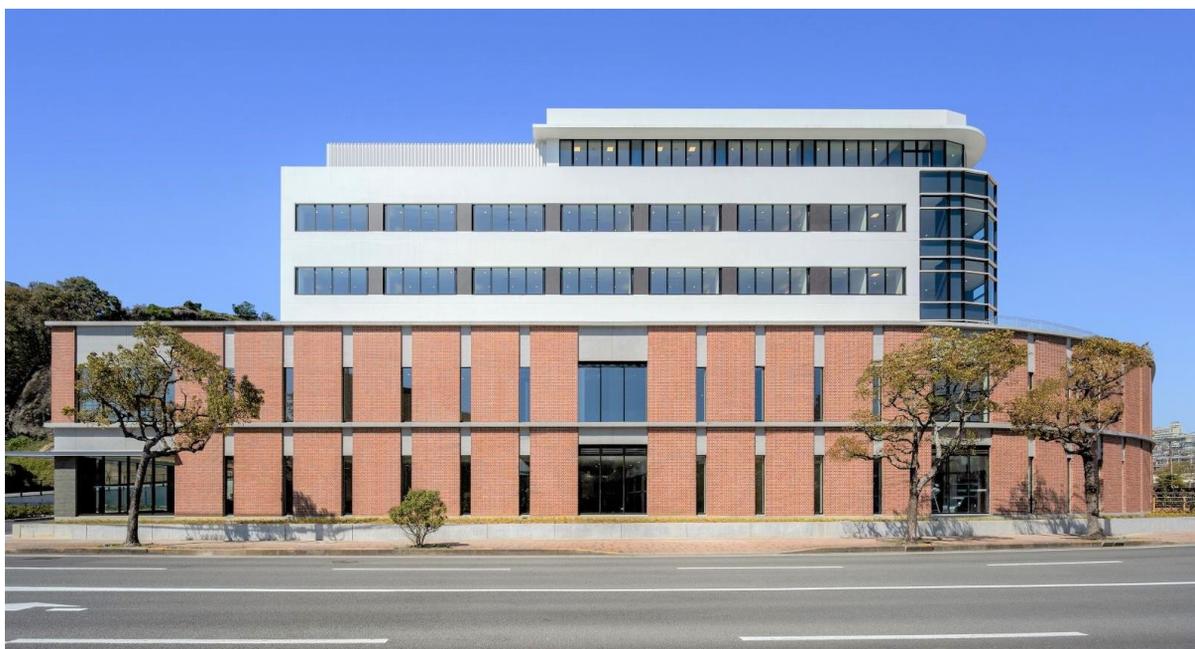


# 訪問看護のご案内



## 重工記念長崎病院 訪問看護ステーション

☎ 095-801-5945

病院 ☎ 095-801-5800

<https://jmnh.or.jp/>

## ごあいさつ

重工記念長崎病院訪問看護ステーションでは、さまざまな事情で通院困難な患者さんのために、訪問看護を行っております。

訪問看護は、看護師が患者さんのご自宅へ訪問し、状態に応じたケアやアドバイスをを行うことで、患者さんがご自宅で快適に過ごせるよう支援を行います。

### 当院の訪問看護の特徴

重工記念長崎病院（在宅療養支援病院）と連携して以下の体制を整備しており、細やかな医療ケアの提供が可能です。

1

患者さんのご依頼や医師の指示に基づいた  
24時間体制の訪問看護の実施

2

緊急時には、いつでも入院ができるベッドの確保

3

患者さんの同意のもと、関係施設との情報の共有と円滑な連携の整備

ご希望の方は、主治医または重工記念長崎病院訪問看護ステーションにご相談ください。

## 訪問看護サービスの内容

### ▶ 健康状態の観察と助言

- ▶ 血圧・体温・脈拍などの測定
- ▶ 病気や症状の観察と助言
- ▶ 心の健康と相談
- ▶ 食事内容や栄養指導
- ▶ 環境整備

### ▶ 医師の指示による医療処置

- ▶ 床ずれなどの処置
- ▶ 吸引及び指導
- ▶ 胃ろう・留置カテーテルなどの管理
- ▶ お薬の相談
- ▶ ストーマケア
- ▶ 在宅酸素や人工呼吸器などの管理

### ▶ 日常生活の看護

- ▶ 身体清拭・洗髪・入浴などの清潔のケア
- ▶ 食事や排せつのケア
- ▶ 寝たきりや床ずれ予防のケア

### ▶ 介護予防

- ▶ 健康管理
- ▶ 低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイスなど

### ▶ ターミナル（終末期）ケア

- ▶ がん末期や終末期を自宅で過ごせるように支援
- ▶ 痛みのコントロール・緩和ケア
- ▶ 精神的苦痛の緩和

## 事業所窓口の営業時間

(平日) 8:30~17:20

(第2・第4土曜日) 8:30~11:50

※ 緊急時訪問看護加算にご同意いただいた患者さんにつきましては、曜日・時間にかかわらず、緊急時には24時間365日体制で訪問を実施いたします。

**緊急連絡先 「 095-801-5945 」**

夜間・休日は待機看護師の携帯電話へ転送されます。  
繋がらない場合は **(080-8388-3326)** へ

## 訪問エリア

長崎市・時津町・長与町（当院から最大16km）

※上記以外の地域でも対応できる場合がございますので、お気軽にお問い合わせください。  
ただし別途交通費がかかる場合があります。

## ご利用までの流れ

ご利用の検討

主治医又は重工記念長崎病院訪問看護ステーションへご相談ください（ご相談窓口：**095-801-5945**）

保険種別の確認

訪問看護は、病名や状態により保険の種類が異なります

### 介護保険

- ▶ 要支援 1~2 の方
- ▶ 要介護 1~5 の方

サービス利用料は、原則 1 割負担となります

### 医療保険

- ▶ 介護保険非該当の方
- ▶ 特定疾病の方

サービス利用料は、加入保険の負担割合（1~3割）により算定します

医師の診断

訪問看護指示書の交付

契約

面談の実施・訪問看護の説明・同意書への署名など

**訪問看護ご利用開始**

## ご利用料金について

- ◆ 料金につきましては、以下の例をご参考にお気軽にお問い合わせください。

Case 1
<ul style="list-style-type: none"> <li>保険種別：介護保険</li> <li>訪問頻度：週1回</li> <li>訪問時間：40分/回</li> <li>1単位 = 10.21円（長崎市）</li> </ul> <p>1割負担の場合、約 4,000円/月</p>

Case 2
<ul style="list-style-type: none"> <li>保険種別：医療保険</li> <li>訪問頻度：週1回/月4回</li> <li>訪問対応：看護師</li> </ul> <p>1割負担の場合、約 4,500円/月 医師の指示による医療行為がある場合は別途、お支払いが発生します</p>

※患者さんの状態や制度改正により料金が変わることがございます。

※別途、交通費やキャンセル料がかかる場合がございます。

- ◆ 自己負担限度額のご紹介

### <居宅サービスの1ヶ月あたりの利用限度額>

居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量（支給限度額）が要介護度別に定められています。（1ヶ月あたりの限度額：左下表のとおり）

限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）の自己負担です。限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。

### <医療保険の1ヶ月あたりの自己負担限度額>

医療保険を利用する場合は、年齢と所得により限度額区分が定められています。

（1ヶ月あたりの限度額：右下表のとおり）

1ヶ月当たりの総医療費を、区分により計算式にあてはめ限度額を計算します。

## 介護保険の場合

要介護度	支給限度額
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

## 医療保険の場合

70歳未満	70歳以上	負担割合	自己負担上限額（月額）
区分ア	現役並み ア	3割	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1%
区分イ	現役並み イ		167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1%
区分ウ	現役並み ウ		80,100円+ (総医療費-247,000円) × 1%
区分エ	—		57,600円
区分オ	—		35,400円
—	一般	70~75歳 2割	18,000円
—	低所得Ⅱ	75歳以上 1割	8,000円
—	低所得Ⅰ		

- ◆ お支払い方法は、以下の2種類です。

- ✓ 病院窓口にてお支払い
- ✓ 銀行振込（銀行振込手数料はご負担ください）

※お支払いについてご不明な点がございましたら当事業所へお尋ねください。



